

北海道告示第10484号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和4年4月1日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管分 その1)

| 補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨 | 補助対象者 | 補助対象経費 | 補助率等 | 交付申請書に添付すべき関係書類 | 実績報告書に添付すべき関係書類 | 交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先 | 補助金等の交付に関する権限の委任 | 摘要 |
|---|--|---|---|---|---|--|------------------|---|
| <p>1 医療勤務環境改善支援事業 医療機関による主体的な勤務環境改善に向けた取組を推進することにより、医療従事者の確保を図ることを目的として、予算の範囲内において補助する。</p> | <p>次の全ての条件を満たす医療機関の開設者とする。ただし、医師事務作業補助者の配置については、別記に掲げる医療機関（知事が指定又は認定した周産期母子医療センターを配置している医療機関を除く。）を除く。 1 「医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針」に基づき、勤務環境改善計画を策定又は策定に着手していること。 2 北海道医療勤務環境改善支援</p> | <p>事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するものに限る。）、研修受講に係る負担金（補助者の配置の場合に限る。）</p> | <p>2分の1以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が地方公共団体である場合を除く。） 別に指示する様式</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p> | | <p>書類は、総合振興局又は振興局の保健環境部長又は地域保健室長を経由すること。（札幌市、旭川市、函館市及び小樽市の場合を除く。）</p> |

| | | | | | | | | |
|---|------------------------|--|--|---|---|--|--|--|
| | センターと連携して事業を実施すること。 | | | | | | | |
| 2 地方・地域センター機能強化事業 地方・地域センター病院の医療機能を高めるとともに、医療支援活動を強化し、地域ごとに均衡のとれた医療供給体制の整備を図るため、予算の範囲内で補助する。 | 知事が指定した地方・地域センター病院の開設者 | | | | | 提出部数 2部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課 | | 書類は、総合振興局又は振興局の保健環境部長又は地域保健室長を経由すること。(札幌市、旭川市、函館市及び小樽市の場合を除く。) |
| (1) 医師等派遣事業 | | 地方・地域センター病院における地域の医療機関に対する代替医師等及び診療協力のための医師等の派遣に必要な経費(報酬、常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費、賃金、報償費、旅費) | 2分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金の控除等を行う。) | 保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 保福第39号様式の1 保福第40号様式の2 別に指示する様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第39号様式の1 保福第40号様式の2 別に指示する様式 | | | |
| (2) 研修会等開催事業 | | 地方・地域センター病院における地域の医師等の医療技術者を対象とする研修会又は地域医療構想の推進方策検討等医療政策に関する研修会等の開催に必要な経費(報酬、報償費、賃金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、図書等購入費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料) | 2分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金の控除等を行う。) | 保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 保福第39号様式の2 保福第40号様式の3 別に指示する様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第39号様式の2 保福第40号様式の3 別に指示する様式 | | | |
| (3) 設備整備事業 | | 地方・地域センター病院における圏域内における後方医療機 | 2分の1以内 | 保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|---------------------|--|---|---|---|--|--|--|--|
| | | 関として必要な医療機器等（共同利用する高度医療機器又は、研修会で活用する医療機器等）の整備に必要な経費 | （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金の控除等を行う。） | 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第33号様式 別に指示する様式 | 保福第1の31号様式 保福第33号様式 別に指示する様式 | | | | |
| 3 専門研修受入促進事業 道内の医師不足地域における安定的な医師確保を図るため、道立病院をモデルとして実施する専門研修受入促進事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。 | 北海道道立病院局 | 専門研修受入促進事業として、北海道道立病院局において事業実施される下記事業に必要な経費（報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗備品、燃料費、食糧費（会食に係る経費を除く。）、印刷製本費、修繕費）、役務費（通信運搬、広告料、手数料、保険料）、委託料、使用料、負担金） (1) 南檜山圏域周産期環境研究事業 (2) 循環呼吸医療再生フロンティア事業 | 10分の10以内 | 保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する書類 | 保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する書類 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課 | | | |
| 4 小児救急医療支援事業 初期救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制の下に、休日及び夜間における入院治療を必要とする小児の重症救急患者の医療を確保するため、予算の範囲内で補助する。 | 北海道（北海道病院事業会計者）、市町村 | 小児救急医療支援事業に必要な次に掲げる経費 (1) 北海道（北海道病院事業会計）及び市町村が行う事業に要する給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、報償費（医師雇上謝金に限る。） (2) 病院の開設者が行う事業に対して市町村が補助する事業に要する経費 | 3分の2以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。） | 保福第1の2号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第45号様式 保福第47号様式 保福第48号様式 別に指示する様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の31号様式 保福第47号様式 保福第48号様式 保福第49号様式 別に指示する様式 | 提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課 | | | 書類は、総合振興局又は振興局の保健環境部長又は地域保健室長を経由すること。（札幌市、旭川市、函館市及び小樽市の場合を除く。） |
| 5 小児救命救急医療体制整備支援事業 | 知事の要請を受けた病院の開設者 | 小児救命救急医療体制整備支援事業に必要な経費のうち、次 | 2分の1以内 | 保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示す | | | |

| | | | | | | | | |
|---|---------------------|---|--|---|---|--|--|---|
| <p>小児の重症・重篤救急患者の医療を確保することを目的とする事業に要する経費に対して、予算の範囲内で交付する。</p> | | <p>に掲げるもの 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費） 報償費（医師雇上謝金）</p> | <p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p> | <p>保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が市町村の場合を除く。） 保福第412号様式 保福第413号様式 別に指示する様式</p> | <p>保福第1の31号様式 保福第413号様式 別に指示する様式</p> | <p>る日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p> | | |
| <p>6 休日夜間診療確保対策事業 休日又は夜間における地域住民に対する救急医療を確保するため、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>一般社団法人北海道医師会</p> | <p>一般社団法人北海道医師会が休日又は夜間の在宅当番医制事業を行う郡市医師会に対し当該事業費を補助する場合における当該補助に要する経費（当番制により休日又は夜間の診療体制を確保した医療機関の運営に要する経費に対する補助に要する経費に限る。）</p> | <p>10分の10以内</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p> | | |
| <p>7 救急医療体制確保事業（救急医療対策費） 本道における救急医療体制の確保と円滑な運用を図るため、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>一般社団法人北海道医師会</p> | <p>一般社団法人北海道医師会が行う救急医療体制の確保事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。 (1) 救急医療対策事業運営費 (2) 地方救急医療体制確立費 (3) 災害救急医療体制確立費</p> | <p>定額</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p> | | |
| <p>8 救急勤務医・産科医等確保支援事業 過酷な勤務状態にある医師の処遇改善や、産科医等の確保及び将来の産科医療等を担う医師の育成を図るため、医療機関等が医師等に支給する救急勤務医手当や分娩手当研修医手当、新生児医療担当医手当に対して、予算の範囲内で交付する。</p> | | | <p>3分の1以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p> | | | <p>提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p> | | <p>書類は、総合振興局又は振興局の保健環境部長又は地域保健室長を経由すること。（札幌市、旭川市、函館市及び小樽市の場合を除く。）</p> |

| | | | | | | | | |
|-----------------|--|---|--|--|---|--|--|--|
| (1) 救急勤務医手当支援事業 | <p>北海道医療計画等に基づき、地方公共団体又は地方公共団体の長の要請を受けた医療機関の開設者が整備、運営する第二次救急医療機関</p> <p>(北海道医療計画第8章別表8に掲載されている病院群輪番制参加病院・診療所及びその他の救急病院・救急診療所、並びに別表7に掲載されている精神科救急医療体制整備事業指定医療機関のうち輪番病院)、総合周産期母子医療センター又は地域周産期母子医療センターで知事が適当と認める者</p> | <p>休日・夜間に救急対応を行う医師に支払われる救急勤務医手当のうち、次に掲げるもの。</p> <p>1 平成21年4月以降に既存の宿日直手当等を廃止して、新たに救急勤務医手当制度を創設した場合は、既存の手当の単価を超える部分</p> <p>2 既存の救急勤務医手当(平成20年度以前に創設され支給されていたもの)については、平成21年4月以降に増額した場合にのみ、その増額部分</p> | | <p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が道及び市町村である場合を除く。)</p> <p>保福第304号様式 保福第305号様式 保福第306号様式 別に指示する様式</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第305号様式 保福第307号様式 保福第308号様式 別に指示する様式</p> | | | |
| (2) 産科医等確保支援事業 | <p>北海道(北海道病院事業会計)、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、北海道厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、独立行政法人地域医療機能推進</p> | | | <p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が道及び市町村である場合を除く。)</p> <p>保福第283号様式 保福第284号様式 別に指示する様式</p> | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|--|---|--|---|--|--|--|--|--|
| | 機構、医療法人、 学校法人、社会福 祉法人、医療生協 その他知事が認め る者 | | | | | | | | |
| ア 分娩手当支援事業 | | 分娩を取り扱う産科・産婦人 科医及び助産師に対して、処遇 改善を目的として分娩取扱件数 に応じて支給される手当 | | | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第284号様式 保福第285号様式 保福第287号様式 別に指示する様式 | | | | |
| イ 研修医手当支援事業 | | 臨床研修修了後、指導医の下、 研修カリキュラムに基づき産科 ・産婦人科の研修を受けている 者に対して、処遇改善を目的と して支給される手当 | | | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第284号様式 保福第285号様式 保福第288号様式 別に指示する様式 | | | | |
| ウ 新生児医療担当医手当 支援事業 | | N I C Uにおいて新生児を担 当する医師の処遇改善を目的と して支給されるN I C Uに入院 する新生児に応じて支給される 手当 | | | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第284号様式 保福第285号様式 保福第286号様式 別に指示する様式 | | | | |
| 9 産科医・小児科医養成支援 特別対策事業 道内の医学生及び初期臨床 研修医が産科又は小児科を志 望するために、道内医育大学 が行う取組を支援し、将来の 産科医及び小児科医の安定的 な養成につながる環境整備を 図ることを目的として、予算 | 北海道公立大学 法人札幌医科大学、国立大学法人 北海道大学、国立 大学法人旭川医科 大学 | 事業を実施するために必要な 次に掲げる経費 報償費（謝金）、旅費、需用 費（食糧費を除く。）、役務費、 使用料及び賃借料、負担金 | 10分の10以内 （寄附金その 他の収入金があるときは、 補助金等の額 の算定に当た り、当該寄附 金その他の収 | 保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示す る日 提出先 保健福祉部 地域医療推 進局地域医 療課 | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|-------------------|---|---|---|---|--|--|--|--|
| の範囲内で補助する。 | | | 入金の控除等を行う。) | | | | | | |
| 10 災害医療体制確保事業 本道における災害医療体制の確保と円滑な運用を図るため、予算の範囲内で補助する。 | 一般社団法人北海道医師会 | 研修事業費 (災害医療従事者研修に要する経費のうち、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(食糧費(茶菓弁当代に限る。))を含む。)、役務費、委託料、使用料及び賃借料) | 10分の10以内 | 保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課 | | | |
| 11 地域医療対策支援事業 本道の各地域の医療機関における医師の充足と医療機能の強化を促進し、もって地域医療の充実を図り、道民の福祉の向上に資するため、予算の範囲内で補助する。 | 公益財団法人北海道地域医療振興財団 | ドクターバンク推進事業に必要な次に掲げる経費 給料(職員手当等を含む。)、福利厚生費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費(取付工事料を含む。)、負担金 | 10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。) | 保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課 | | | |
| 12 臨床研修医研修・交流事業 道内の初期臨床研修医を対象とした研修・交流会を開催し、初期臨床研修医の育成、質的向上を図るとともに、道内の臨床研修医・指導医等のネットワークを構築することにより、道内における医師の就業と定着を推進することを目的として、予算の範囲内で補助する。 | 一般社団法人北海道医師会 | 事業を実施するために必要な次に掲げる経費 報償費(謝金)、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費、使用料及び賃借料 | 10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。) | 保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課 | | | |
| 13 緊急臨時的医師派遣事業 補助対象者が実施する緊急臨時的な医師派遣調整事業に助成することにより、医師不足が深刻な地域の医療を確保 | 特定非営利活動法人北海道病院協会 | 事業を実施するために必要な次に掲げる経費 給与費、賃金、共済費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品費、報償費 | 10分の10以内 | 保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推 | | | |

| | | | | | | | | |
|---|--|--|--|---|---|--|--|--|
| <p>することを目的として、予算の範囲内で補助する。</p> | | | | 別に指示する様式 | | 進局地域医療課 | | |
| <p>14 医師就労支援事業 子育て中等の医師の道内の就業確保を図るため、利用可能な勤務形態や支援制度など、相談や取組を整備し、働きやすい職場環境づくりを総合的に推進することにより医師を安定的に確保することを目的とし、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>道内医育大学、一般社団法人北海道医師会、市町村、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、北海道厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会又はその他知事が適当と認める者</p> | | | <p>保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が地方公共団体である場合を除く。) 別に指示する様式</p> | <p>保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p> | | |
| <p>(1) 就労サポート事業</p> | | <p>就労サポートに必要な次に掲げる経費 給与費(常勤職員・非常勤職員給与費、法定福利費等)、賃金、報償費(謝金)、旅費、需用費(食糧費除く。)、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料(上記経費に該当するもの)</p> | <p>10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p> | | | | | |
| <p>(2) 勤務体制整備事業</p> | | <p>勤務体制整備に必要な次に掲げる経費 給与費(常勤職員・非常勤職員給与費、法定福利費等)、賃金、報償費(謝金)、旅費、需用費(食糧費除く。)、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料(上記経費に該当するもの)</p> | <p>2分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等</p> | | | | | |

| | | | | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|--|--|--|
| <p>15 総合診療専門医活動支援事業</p> <p>総合診療専門医を取得した医師に対し、地域での活動を支援し、道内定着に向けた体制整備を推進することを目的として、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>総合診療専門医が勤務する医療機関で、指導的立場の医師により当該専門医を指導医として養成することが可能な施設</p> | <p>総合診療専門医を取得した医師を指導医として養成する研修等を実施するために必要な次に掲げる経費</p> <p>(1) 指導医経費</p> <p>指導医に係る報償費（謝金）、人件費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費又は法定福利費等をいう。）又は手当、賃金、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの）</p> <p>(2) 研修管理経費</p> <p>報償費（謝金）、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの）</p> <p>(3) 地域研修経費</p> <p>報償費（謝金）、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの）</p> | <p>10分の10以内</p> <p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式</p> <p>別に指示する様式</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式</p> <p>別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p> | | |
| <p>16 総合診療医人材確保・養成事業</p> <p>医学生等及び道内医療機関の専門研修プログラムにより専門医を目指す専攻医を対象に、総合診療医に対する理解を深めるため、地域で必要とされる総合診療医についての講演会・研修会の開催や施設見学の実施により、幅広い</p> | <p>日本プライマリ・ケア連合学会北海道ブロック支部</p> | <p>医学生等及び専攻医を対象とした講演会・研修会の開催や施設見学の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>報償費（謝金）、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料</p> | <p>10分の10以内</p> <p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式</p> <p>別に指示する様式</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式</p> <p>別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p> | | |

| | | | | | | | | | |
|--|---|---|---|--|--|--|--|--|--|
| 診療に対応できる総合診療医を目指す人材を確保・養成することを目的として、予算の範囲内で補助する。 | | | を行う。) | | | | | | |
| 17 小児等在宅医療連携拠点事業 在宅医療を必要とする小児等に必要なサービスが提供され、福祉や教育なども連携し、地域で在宅療養を支える体制を構築することを目的として実施する事業に必要な経費に対し、予算の範囲内で補助する。 | 医療機関、指定訪問看護事業者、医師会、市町村、福祉サービス等を実施している法人 | 事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（会食に要する経費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 | 10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。) | 保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別々に指示する様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別々に指示する様式 | 提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課 | | 書類は、総合振興局又は振興局の保健環境部長又は地域保健室長を経由すること。(札幌市、旭川市、函館市及び小樽市の場合を除く。) | |
| 18 医学生等地域医療体験実習支援事業 本道の地域医療に興味を有する道内医育大学の医学生等を対象に、地域医療に従事する医師や関係者、地域住民等との意見交換や交流などの学外実習の実施により、地域医療に対する理解と意欲を高め、将来の地域勤務の促進を図ることを目的として、予算の範囲内で補助する。 | 道内医育大学 | 本道の地域医療に興味を有する道内医育大学の医学生や看護学生などを対象に行う、地域医療に従事する医師や関係者、地域住民等との意見交換や交流などの学外実習や学外実習結果の発表などを通じて医学生等の地域医療の理解と意欲を高めることに資すると認められる事業を実施するために必要な次に掲げる経費 (1) 賃金 (2) 報償費(謝金) (3) 旅費 (4) 需用費(印刷製本費、消耗品費) (5) 役務費 (6) 使用料及び賃借料 | 10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。) | 保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別々に指示する様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別々に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課 | | | |
| 19 地域医療情報連携ネットワーク構築事業 医療介護総合確保促進法に | | | | | | 提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 | | | |

| | | | | | | | | |
|--|---|---|---|--|---|-----------------------------------|--|---|
| <p>基づく北海道計画に基づき、ICTを活用して切れ目のない医療介護情報連携を行い、継続した質の高い連携を図ること等を目的として、予算の範囲内において補助する。</p> | | | | | | <p>提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p> | | |
| <p>(1) 地域医療情報連携ネットワーク構築事業</p> | <p>市町村、病院又は診療所の開設者、医師会その他知事が認める者（ただし、右記のイに係る事業の場合は、市町村、病院の開設者、医師会その他の知事が認める者に限る。）</p> | <p>ア 地域医療情報連携ネットワーク構築事業に必要な委託料、医療機器及び備品の購入費（取付工事料を含む。ただし、補助対象者の施設内のみ情報システムの導入若しくは現在導入しているシステムの更新に係る経費又は在宅医療提供体制強化事業費補助金で対象となる経費を除く。）。 イ 上記アの経費を対象として事業を実施する事業者に対して、当該事業費を補助する場合における当該補助に要する経費</p> | <p>2分の1以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第33号様式 別に指示する様式</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保風第33号様式 別に指示する様式</p> | | | |
| <p>(2) 地域医療情報連携ネットワーク導入アドバイザー事業</p> | <p>市町村、病院又は診療所の開設者、医師会その他知事が認める者</p> | <p>地域医療情報連携ネットワーク導入アドバイザー事業に必要な委託料、報酬、報償費（謝金）、旅費</p> | <p>10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第344号様式 別に指示する様式</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第344号様式 別に指示する様式</p> | | | <p>書類は、総合振興局又は振興局の保健環境部長又は地域保健室長を経由すること（札幌市、旭川市、函館市及び小樽市の場合を除く。）。</p> |
| <p>(3) 防災用診療情報バックアップ事業</p> | <p>知事が認める病院の開設者</p> | <p>防災用診療情報バックアップ事業に必要な委託料、医療機器</p> | <p>2分の1以内</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式</p> | | | <p>書類は、総合振興局又は</p> |

| | | | | | | | | |
|--|----------------|--|---|---|---|--|--|--|
| | | 及び備品の購入費（取付工事料を含む。ただし、補助対象者の施設内のみ情報システムの導入又は現在導入しているシステムの更新に係る経費を除く。） | （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。） | 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第33号様式 別に指示する様式 | 保福第1の31号様式 保風第33号様式 別に指示する様式 | | | 振興局の保健環境部長又は地域保健室長を経由すること（札幌市、旭川市、函館市及び小樽市の場合を除く。）。 |
| 20 在宅医療提供体制強化事業 地域における在宅医療提供体制の強化を図るため、予算の範囲内で補助する。 | | | | | | 提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課 | | 書類は、総合振興局又は振興局の保健環境部長又は地域保健室長を経由すること。（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。） |
| (1) 在宅医療グループ診療運営事業 | 医療機関、郡市医師会、市町村 | 事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（会食に要する経費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料 なお、在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院以外の病院・診療所が補助対象となる場合は、小児の在宅医療に係る経費のみを対象経費とする。 | 10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。） | 保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 別に指示する様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式 | | | |
| (2) 在宅医療体制支援事業 | 医療機関、郡市医師会、市町村 | 事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（会食に要する経費を除く。）、役務費、委 | 10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。） | 保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式 | | | |

| | | | | | | | | |
|----------------------------|-------------------------------|--|---|---|---|--|--|--|
| | | 託料、使用料及び賃借料 | あるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。） | 保福第1の32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式 | | | | |
| (3) 在宅医療推進事業 | 市町村 | 事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(会食に要する経費を除く。)、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金 | 2分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。) | 保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式 | | | |
| (4) 訪問診療用ポータブル機器等整備事業 | 医療機関、郡市医師会 | 事業に必要な備品購入費 | 2分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。) | 保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式 | | | |
| (5) 在宅医療多職種連携ICTネットワーク構築事業 | 市町村、病院又は診療所の開設者、医師会その他知事が認める者 | ア 事業に必要な委託料、医療機器及び備品の購入費(取付工事料を含む。ただし補助対象者の施設内のみの情報シス | 2分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。) | 保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第33号様式 | | | |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|--|--|--|------|---|
| | (ただし、右記のイに係る事業の場合は、市町村、病院の開設者、医師会その他の知事が認める者に限る。) | テムの導入若しくは現在導入しているシステムの更新に係る経費又は、地域医療情報連携ネットワーク構築事業費補助金で対象となる経費を除く。) | あるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。) | 保福第1の32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 保福第33号様式 別に指示する様式 | 別に指示する様式 | | | |
| (6) 在宅医療多職種連携ICTネットワーク導入アドバイザー事業 | 市町村、病院又は診療所の開設者、医師会その他知事が認める者 | 事業に必要な委託料、報酬、報償費(謝金)、旅費 | 10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。) | 保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 保福第344号様式 別に指示する様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第344号様式 別に指示する様式 | | | |
| 21 遠隔医療促進事業 医療介護総合確保促進法に基づき北海道計画に基づき、通信技術を活用して、医療の地域格差解消、医療の質及び信頼性の確保を図ることを目的として、予算の範囲内において補助する。 | | | | 保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 保福第344号様式 別に指示する様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第344号様式 別に指示する様式 | 提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課 | 書類は、 | 総合振興局又は振興局の保健環境部長又は地域保健室長を経由すること(札幌市、旭川市、函館市及び小樽市の場合を除く。) |
| (1) 設備整備事業 | 知事が認める病 | 遠隔医療促進事業に必要な委 | 2分の1以内 | 保福第1の2号様式 | 保福第1の2号様式 | | | |

| | | | | | | | | |
|----------------|-----------------------------|---|--|---|---|--|--|--|
| | 院又は診療所の開設者 | 託料、備品購入費（取付工事料を含む。） | （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。） | 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第33号様式 別に指示する様式 | 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保風第33号様式 別に指示する様式 | | | |
| (2) 遠隔相談事業 | 知事が認める病院又は診療所の開設者 | 遠隔相談の実施に必要な経費（給料、需用費（消耗品費、図書等購入費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料） | 10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。） | | | | | |
| (3) 在宅患者遠隔支援事業 | 離島、過疎地等の市町村及び当該市町村の中核的な医療機関 | 1 在宅患者遠隔支援事業に必要な委託料、備品購入日（取付工事量を含む。）。 2 在宅患者遠隔支援事業を実施するための学識経験者やコンサルタントなどの外部専門家のアドバイザー費用（委託費、報酬、報償費、（謝金）、旅費） | 1にあつては、2分の1以内 2にあつては、10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附 | 保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第33号様式 別に指示する様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保風第33号様式 別に指示する様式 | | | 書類は、総合振興局又は振興局の保健環境部長又は地域保健室長を経由すること（札幌市、旭川市、函館市及び小樽市の場合を除く。）。 |

| | | | | | | | | | |
|---|--------------------------------------|---|---|---|---|--|--|--|--|
| | | | 金その他の収入金の控除等を行う。) | | | | | | |
| 22 医療機関・住民交流推進事業 地域住民・団体等による地域の医療機関を支える取組を推進することで、医師をはじめとする医療従事者にとって魅力ある病院・まちづくりを進め、医療従事者の離職防止や就業確保などにより、地域医療の確保・地域の活性化を図ることを目的として、予算の範囲内で補助する。 | 医療機関を支える取組を行う住民団体及び医療機関のうち、知事が認めるもの。 | 次の事業の実施に必要な経費（報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費（会食代を除く））、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料） 1 地域医療を守るための講演会等 開催事業 2 地域住民と医療従事者との交流 事業 3 住民団体等の活動を推進するための普及啓発事業 | 2分の1以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。） | 保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式 | 提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課 | | 書類は、総合振興局又は振興局の保健環境部長又は地域保健室長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。 | |
| 23 覚せい剤乱用防止啓発事業 北海道薬物乱用防止指導員及び関係団体が組織する北海道薬物乱用防止指導員連合協議会が、地域社会において行う覚せい剤等薬物乱用防止啓発活動事業等に対して、補助金を交付することにより、組織的、効果的な活動の推進を図り、もって、覚せい剤等薬物乱用禍の根絶を期することを目的とする。 | 北海道薬物乱用防止指導員連合協議会 | 事業に要する経費（報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料） | 定額 | 保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局医務薬務課 | | | |
| 24 臓器移植体制運営事業 指定HLA検査センターとして組織適合性検査を実施することにより、臓器移植の円滑な推進を図るため、予算の範囲内において交付する。 | 札幌市 | 指定HLA検査センターとして行う検査機器の整備や臨床検査技師の配置並びに臓器移植希望者及び提供臓器の組織適合性検査及びその検査結果の管理に必要な次の経費。 人件費、維持管理費、組織型等検査費 | 2分の1以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。） | 保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局医務薬務課 | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|--------------------|---|---|---|---|--|--|--|--|
| | | | 入金の控除等を行う。) | | | | | | |
| 25 衛生活動推進事業費補助金 公衆衛生思想の普及啓発や 公衆衛生従事者の資質向上を 図ることにより、道民の公衆 衛生の向上を目的として、予 算の範囲内において交付す る。 | 北海道公衆衛生 協会 | 北海道公衆衛生協会が行う衛 生活動のうち、次に掲げる事業 に要する経費 (1) 研修会、学会等に関する事 業 (2) 顕彰に関する事業 (3) 機関誌等刊行に関する事業 (4) 健康づくり等の知識の普及 啓発に関する事業 | 10分の10以内 (寄附金その 他の収入金が あるときは、 補助金等の額 の算定に当た り当該寄附金 その他の収入 金の控除等を行 う。) | 保福第1の2号様式 (大会等を開催する 事業にあつては保福 第1の3号様式) 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式 | 保福第1の2号様式 (大会等を開催した 事業にあつては保福 第1の3号様式) 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示す る日 提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課 | | | |
| 26 原爆被爆者対策事業 道内の原爆被爆者の健康指導 や身体的不安をなくすための 諸活動及び原水爆事情に関する 啓蒙・広報活動及び原爆死 没者を慰霊し、永遠の平和を 祈念するための慰霊式典に対 し、予算の範囲内で補助する。 | 一般社団法人北 海道被爆者協会 | | | 保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示す る日 提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課 | | | |
| (1) 原爆被爆者対策事業 | | 道内の原爆被爆者の健康指導 等の諸活動に要する費用のう ち、次に掲げるもの。(事業実 施に係る光熱費・消耗品費・清 掃費等の維持管理費を含む。他 の補助金の対象となるものは除 く。) (1) 日常相談事業費 (2) 地方相談事業費 (3) 講習、研修事業費 (4) 啓発、広報事業費 (5) 精密検査事業費 (6) 会館説明員経費 | 2分の1以内 (116万6千円 を限度とす る。) (寄附金その 他の収入金が あるときは、 補助金等の額 の算定に当た り、当該寄附 金その他の収 入金の控除等 を行う。) | | | | | | |
| (2) 原爆死没者慰霊等事業 | | 原爆死没者慰霊等事業を行う 場合における当該事業に要する | 4分の3以内 (37万5千円 | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|----|---|----------------------------|---|---|---|--|--|--|-----------------------------------|
| | | 経費のうち、慰霊式典に要する経費 | を限度とする。 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。) | | | | | | |
| 27 | 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 小児慢性特定疾病児童等に対して、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図るため、予算の範囲内で補助する。 | 市町村（指定都市・中核市・児童相談所設置市を除く。） | 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業に必要な経費（需用費（消耗品費）、備品購入費、使用料及び賃借料、扶助費、補助金に限る。） | 2分の1以内 (市及び福祉事務所を設置している町村) 4分の3以内 (福祉事務所を設置していない町村) (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。) | 保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第244号様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第244号様式 別に指示する書類 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課 | | |
| 28 | 人工腎臓装置不足地域設備整備事業 人工腎臓装置不足地域に人工腎臓装置を整備し、透析医療の地域格差の解消を図り、 | 北海道知事が適当と認める者 | 人工腎臓装置購入費 | 3分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、 | 保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第33号様式 別に指示する様式 | 提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 | | 書類は、総合振興局長又は振興局長を経由すること (札幌市、小 |

| | | | | | | | |
|--|---------------------|--|--|---|---|---|----------------------------|
| <p>もって医療の確保を図るため、予算の範囲内で補助する。</p> | | | <p>補助金等の額の算定に当たり、当該寄付金その他の収入金の控除等を行う。）</p> | <p>保福第33号様式別に指示する様式</p> | | <p>地域保健課</p> | <p>樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）</p> |
| <p>29 難病センター運営費補助金 難病患者とその家族に対し日常生活や医療上の相談・支援等の機能を持つ、北海道難病センターの管理・運営に要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>一般財団法人北海道難病連</p> | <p>一般財団法人北海道難病連が行う難病センター運営事業に要する経費のうち、次に掲げるもので知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 必要な知識・経験を有する難病相談員の配置経費（4名分（事務局職員2名、難病相談員2名）の経費に限る。） (2) 各種相談、地域交流会等の活動、就労に係る支援、講演・研修会の開催、その他センターの維持運営に必要と認められる経費</p> | <p>10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄付金その他の収入金の控除等を行う。）</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課</p> | |
| <p>30 北海道難病連補助金 北海道内の難病各団体の活動を支援し、難病患者やその家族に対する相談、援助を行うとともに、難病の正しい知識の普及啓発を図るために要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>一般財団法人北海道難病連</p> | <p>一般財団法人北海道難病連が行う難病患者やその家族に対する相談・援助事業及び難病の正しい知識の普及啓発を図る事業に要する経費で、知事が必要かつ適当と認めるもの</p> | <p>10分の10以内</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課</p> | |
| <p>31 北海道難病連補助金（難病療育指導事業） 一般財団法人北海道難病連の各疾病別部会が実施する「患者の療養指導や機関誌の発行などを通じて正しい知識の普及啓発を行う経費」に対し、予算の範囲内で補助を行</p> | <p>一般財団法人北海道難病連</p> | <p>一般財団法人北海道難病連の各疾病別部会が行う難病療育指導事業に係る経費で、知事が必要かつ適当と認めるもの</p> | <p>10分の10以内</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課</p> | |

| | | | | | | | | |
|--|------------------------------|--|---|---|---|--|--|--|
| い、もって本道における難病対策の継続的な普及啓発体制の確保を図る。 | | | | | | | | |
| 32 がん検診車整備事業 がん検診車の設備整備を行い、がん検診の受診率向上を図り、がんの早期発見・早期治療を推進するため、予算の範囲内で補助する。 | 公益財団法人北海道対がん協会 | がん検診を実施する車輛の購入費及び修繕費（車輛の長寿命化に資するものに限る。） | 10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。） | 保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第33号様式 別に指示する様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第33号様式 別に指示する様式 | 提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課 | | |
| 33 栄養改善普及事業 栄養士の技術の向上と道民の健康、福祉の増進に寄与すること及び調理師の技術の向上と道民の健康、食生活の向上を図るため、予算の範囲内において交付する。 | 公益社団法人北海道栄養士会、一般社団法人北海道全調理師会 | 栄養士、調理師及び道民に対して行う研修事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの（報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料に限る。） | 2分の1以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。） | 保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課 | | |
| 34 休日夜間診療確保対策事業費補助金 休日又は夜間における地域住民に対する救急歯科医療提供体制を確保するため、一般社団法人北海道歯科医師会が行う郡市区歯科医師会の休日夜間歯科診療事業の運営経費を一部負担する事業に対し、予算の範囲内において交付する。 | 一般社団法人北海道歯科医師会 | 各郡市区歯科医師会の医療機関が行う休日夜間歯科診療事業の運営経費を一部負担する事業に要する経費 | 10分の10以内 | 保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課 | | |

| | | | | | | | | |
|---|--|---|--|---|---|---|--|--|
| <p>35 救急医療体制確保事業 休日又は夜間における救急患者への医療体制の確保とその円滑な運営に向けた基盤整備を図ることを目的として、予算の範囲内において交付する。</p> | <p>一般社団法人北海道歯科医師会</p> | <p>1 救急医療に関する研修会等の開催及び調査検討事業の実施に要する経費 2 夜間診療未実施地域の体制確立及び複数実施体制の促進に要する経費 ただし、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料に限る。</p> | <p>10分の10以内</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課</p> | | |
| <p>36 歯科保健対策推進事業 一般住民への8020運動等の普及啓発及び保健指導者の歯科保健の知識や技術の向上を図ることを目的として、予算の範囲内において交付する。</p> | <p>一般社団法人北海道歯科医師会</p> | <p>一般社団法人北海道歯科医師会が行う歯科保健対策推進事業に要する経費のうち次に掲げるもので知事が必要かつ適当と認めるもの 1 8020運動を促進するための普及啓発事業に要する経費 2 保健関係指導者歯科研修会に要する経費</p> | <p>10分の10以内</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課</p> | | |
| <p>37 歯科技工士研修事業 聴覚障害のある歯科技工士の技術の向上及び歯科技工士の資質の向上を図り、道民への良質な歯科技工物を提供することを目的とし、もって道民の健康保持及び増進を図るため、予算の範囲内において交付する。</p> | <p>公益社団法人北海道歯科技工士会</p> | <p>公益社団法人北海道歯科技工士会が行う歯科技工士研修事業に要する経費のうち次に掲げるもので知事が必要かつ適当と認めるもの 1 卒後研修事業費 2 専門研修事業費 ただし、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料に限る。</p> | <p>10分の10以内</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課</p> | | |
| <p>38 心身障がい者（児）歯科診療事業費補助金 心身障がい者（児）の歯科診療を促進するため、歯科保健センターで行う心身障がい者（児）歯科診療事業に対し、予算の範囲内において交付す</p> | <p>釧路市、日本赤十字社北海道支部及び次の各郡市区歯科医師会が運営する歯科保健センターに対し補助する一般社団法人北</p> | <p>1 釧路市及び日本赤十字社北海道支部が実施する心身障がい者（児）歯科診療事業に要する経費 2 郡市区歯科医師会が実施する心身障がい者（児）歯科診療事業に対し一般社団法</p> | <p>1にあつては、3分の1以内 2にあつては、10分の10以内</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が市である場合を除く。）</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課</p> | | <p>書類は、総合振興局又は振興局の保健環境部長又は地域保健室長を経由すること（札幌市、</p> |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|--|--|-------------------|
| る。 | <p>北海道歯科医師会とする。</p> <p>1 一般社団法人札幌歯科医師会</p> <p>2 一般社団法人旭川歯科医師会</p> <p>3 一般社団法人十勝歯科医師会</p> <p>4 一般社団法人函館歯科医師会</p> | 人北海道歯科医師会が行う補助事業に要する経費 | | 別に指示する様式 | | | | 小樽市、函館市及び旭川市を除く。) |
| 39 地域連携クリティカルパス広域活用システム整備事業 道民が脳卒中等4疾病の発症から在宅療養までの切れ目のない医療サービスを受けることができるよう地域連携クリティカルパスの広域活用システムを整備し、医療連携体制を構築することを目的として実施する事業に対して、予算の範囲内で補助する。 | 特定非営利活動法人北海道医療連携ネットワーク協議会 | 地域連携クリティカルパス（広域連携型パス）の開発、広域活用システムの設計、保守・管理、運営協議会及び研修会等の開催、その他、運用管理に必要な次に掲げる経費 委託費、備品購入費、報償費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、需用費（食糧費を除く。）、賃金、共済費、その他知事が必要と認めたもの | 10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。） | 保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課 | | |
| 40 食品衛生強化対策費補助金 複雑多様化する食環境に対応し、食品衛生意識の向上を図り、自主的な食品衛生管理を推進するとともに、消費者に対し、正しい食品衛生知識の普及啓発を図るため、予算の範囲内で交付する。 | 公益社団法人北海道食品衛生協会 | 公益社団法人北海道食品衛生協会が行う食品衛生強化対策事業のうち、次の経費に限る。 報償費（謝金及び副賞用楯代等）、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費及び修繕料等）、役務費（通信運搬費、保管料、広告料、筆耕翻訳料、手数料及び保険料等）、使用料及び賃借料、備品購入費 | 10分の10以内 | 保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 食品衛生課 | | |
| 41 生活衛生営業活性化等対策事業費補助金 生活衛生関係営業の経営の活性化を通じて衛生水準及び地域福祉の向上を図り、合わ | 公益財団法人北海道生活衛生営業指導センター | 公益財団法人北海道生活衛生営業指導センターが実施する生活衛生営業活性化等対策事業に要する経費のうち次に掲げるもの。 | 10分の10以内 | 保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 | | |

| | | | | | | | | |
|---|-------------------------|--|-----------------|---|---|---|--|--|
| <p>せて利用者又は消費者の利益の擁護を図るため、予算の範囲内で補助する。</p> | | <p>報償費（謝金等）、旅費（交通費、日当、宿泊費等）、需用費（消耗品費及び印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、広告料及び手数料等）、使用料及び賃借料（会場借上料、リース料等）</p> | | <p>別に指示する様式</p> | | <p>食品衛生課</p> | | |
| <p>42 公衆浴場経営安定対策事業費補助金 公衆浴場の経営安定を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資するため、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>北海道公衆浴場業生活衛生同業組合</p> | <p>北海道公衆浴場業生活衛生同業組合が、公衆浴場経営安定対策事業に要する経費のうち次に掲げるもの。 職員給与、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料</p> | <p>10分の10以内</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 食品衛生課</p> | | |
| <p>43 公衆浴場確保対策事業費補助金 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）の趣旨に基づき、将来とも必要とされる公衆浴場の廃業を防止し、必要な公衆浴場の確保を図るため、予算の範囲内において交付する。</p> | <p>北海道公衆浴場業生活衛生同業組合</p> | <p>北海道公衆浴場業生活衛生同業組合が公衆浴場経営者に対し公衆浴場の経営に係る経費を補助する事業における当該補助に要する経費</p> | <p>10分の10以内</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 食品衛生課</p> | | |
| <p>44 公衆浴場利用促進事業費補助金 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）の趣旨に基づき、公衆浴場利用促進事業（敬老入浴事業や家族エコ銭湯事業）を実施することにより、入浴と交流の機会を提供し、健康保持や入浴需要の喚起を通じた浴場経営の安定化を図るため、予算の範囲内で補助</p> | <p>北海道公衆浴場業生活衛生同業組合</p> | <p>北海道公衆浴場業生活衛生同業組合が、敬老入浴事業及び家族エコ銭湯事業への道内の公衆浴場（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定による浴場業の許可を受け、かつ、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条に規定する統制額の指定を受けている公衆浴場（市町村営の施設を除く。））の参加を推進することにより、健康保持や入浴需要の喚起を通</p> | <p>10分の10以内</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 食品衛生課</p> | | |

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|---|---|---|---|------------------|------------|--|
| する。 | | じた浴場経営の安定化を図るための事業に要する経費・報償費（謝金等） | | | | | | | |
| 45 公衆浴場設備整備費補助金 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）の趣旨に基づき、公衆衛生上必要な公衆浴場を確保し、さらに公衆浴場の衛生水準の向上と省エネルギーの推進を図るため、予算の範囲内において交付する。 | 北海道公衆浴場業生活衛生同業組合 | 北海道公衆浴場業生活衛生同業組合が公衆浴場経営者に対し公衆浴場の営業設備の改善に係る経費を補助する事業における当該補助に要する経費 | 10分の10以内 | 保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 食品衛生課 | | | |
| 46 結核予防事業 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の2第1項の規定に基づく定期の健康診断の実施を図ることを目的として、予算の範囲内において交付する。 | 学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が1年未満のものを除く。）又は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）第11条で定める施設の設置者（指定都市及び中核市の区域外に所在する学校又は施設の設置者に限るものとし、国及び市町村を除く。） | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2第1項の規定による定期の健康診断に必要な経費のうち次に掲げるもの。 報酬、職員手当（特殊勤務手当）、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、公課費 | 3分の2以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。） | 保福第1の31号様式 保福第54号様式 保福第55号様式 別に指示する様式 | | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局の保健環境部保健行政室又は地域保健室 | 総合振興局長 又は振興局長 | 実績報告は要しない。 | |
| 47 予防接種健康被害救済措置事業 予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種に起因する健康被害者及び「ポリオ生ワクチン2次感染対策 | 市町村 | 1 ポリオ生ワクチンの定期接種から2次感染したことによる医療費、医療手当、特別手当、死亡一時金、葬祭料の給付に必要な補償、補填及び賠償金等 | 4分の3以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額 | 保福第1の31号様式 保福第56号様式 | | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局 | 総合振興局長 又は振興局長 | 実績報告は要しない。 | |

| | | | | | | | | |
|--|----------------------------|--|--|---|---|--|--|---|
| <p>事業の実施について」(平成16年3月30日健発第0330019号厚生労働省健康局長通知)に基づく健康被害者の救済を図るため、予算の範囲内で交付する。</p> | | <p>2 予防接種健康被害調査委員会が行う予防接種による健康被害に関する調査等に必要報酬、報償費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費に限る。)、使用料及び賃借料</p> | <p>の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。))</p> | | | | | |
| <p>48 北海道社会福祉協議会運営事業費補助金 民間社会福祉活動の育成、援助等を行い、もって社会福祉の向上に寄与することを目的として、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>社会福祉法人北海道社会福祉協議会</p> | <p>1 北海道社会福祉協議会運営事業に要する経費のうち次に掲げる経費 事務費(本部、地区事務所) 2 地域福祉推進総合事業に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費(消耗品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費、図書購入費、修繕料、食糧費(会食に要する経費を除く。))、使用料及び賃借料、役務費(通信運搬費、保険料、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)、助成金</p> | <p>10分の10以内</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局地域福祉課</p> | | |
| <p>49 北海道民生委員児童委員連盟運営事業 地域に密着した活動基盤をもつ民生委員児童委員の活動の活性化と連携の強化を図り、地域福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟</p> | <p>地域福祉活動事業費及び活動推進費</p> | <p>定額</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局地域福祉課</p> | | |
| <p>50 外国人高齢者・障害者福祉給付金支給事業 国民年金制度上、公的年金の受給要件を満たすことができない在日外国人高齢者・障害者が地域で自立し、安定し</p> | <p>市町村</p> | <p>外国人高齢者・障害者福祉給付金支給事業実施要綱に基づき、市町村が在日外国人高齢者・障害者に対し支給する福祉給付金とする。</p> | <p>定額</p> | <p>保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第89号様式 別に指示する様式</p> | <p>保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 保福第89号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局地域福祉課</p> | | <p>書類は、総合振興局又は振興局の保健環境部社会福祉課長を経由すること。</p> |

| | | | | | | | | |
|---|-------------------------|---|---|---|---|--|--|--|
| <p>た生活を続けていくことを支援し、これらの方々の福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。</p> | | | | | | | | |
| <p>51 北海道災害ボランティアセンター運営活性化等事業費補助金 災害発生時のボランティア活動が迅速かつ円滑に展開されるよう、ボランティア体制の基盤を整備するとともに、地域における福祉コミュニティの形成や被災者支援体制の充実強化を図るため、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>社会福祉法人北海道社会福祉協議会</p> | <p>北海道社会福祉協議会が北海道災害ボランティアセンター運営活性化等事業を行うために必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、燃料費、修繕料、食糧費（会食に要する経費を除く。）、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、助成金</p> | <p>10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p> | <p>保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第451号様式 別に指示する様式</p> | <p>保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第451号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局地域福祉課</p> | | |
| <p>52 北海道連合遺族会運営事業費補助金 戦没者遺族相互の親睦及び生活向上並びに戦没者の顕彰を図り、戦没者遺族の福祉を増進するため、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>一般財団法人北海道連合遺族会</p> | <p>北海道連合遺族会運営事業のうち、次に掲げる事業に要する経費 ただし、食糧費を除く。 1 大会（遺族大会）事業 2 英霊顕彰事業 3 老人福祉事業 4 啓発普及事業（ただし、会報発行費を除く。） 5 表彰事業</p> | <p>定額</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の3号様式 （大会事業を行う場合に限る。） 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の3号様式 （大会事業を行う場合に限る。） 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局地域福祉課</p> | | |
| <p>53 地域福祉生活支援センター運営事業費補助金 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が不十分な者が、地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払い等、</p> | <p>社会福祉法人北海道社会福祉協議会</p> | <p>地域福祉生活支援センター運営事業に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金（生活保護受給世帯へ派遣する場合に限る。）、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、図書購入費、修繕料、食糧費（会食に要する経費を除く。）、使用料及び賃</p> | <p>10分の10以内 （寄附金その他の収入金がある時は、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局地域福祉課</p> | | |

| | | | | | | | | |
|--|--|---|--|---|---|--|------------------|--|
| 福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を行い、その者の権利を擁護することを目的として、予算の範囲内において交付する。 | | 借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万以上の備品を除く。）、助成金 | う。） | | | | | |
| 54 保護決定等体制強化事業費補助金 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活保護件数の急激な増加や雇用環境の悪化による相談件数及び保護決定件数の増加が見込まれることから、福祉事務所における保護決定等が迅速かつ適正に行えるよう体制の強化を図ることを目的として、予算の範囲内で補助する。 | 政令指定都市、中核市及び市町村（町村については福祉事務所を設置している町村に限る。） | 保護決定等体制強化事業に要する経費のうち次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金 ただし、次に掲げる経費については補助対象としないものとする。 1 面接相談業務の外部への委託に要する経費 2 警察との連携体制の構築や暴力団情報等に関する情報交換、暴力団員による不正受給などの悪質な事案に対する対応等のための職員の配置に要する経費 | 4分の3以内 | 保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局 地域福祉課 | | |
| 55 社会福祉施設整備事業(老人福祉施設等整備事業) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく公的介護施設等の整備を図るため、予算の範囲内で補助する。 | | 1 本体整備費 施設整備（知事が必要と認めた設備整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。） 2 解体撤去費 | 定額 ただし、大規模修繕は4分の3以内 補助金の交付額算定に当たり用いる総事業費からは、寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない | 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第3号様式 保福第5号様式 別に指示する様式 | 保福第1の31号様式 保福第4号様式 保福第6号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局の保健環境部 | 総合振興局長 又は振興局長 | |

| | | | | | | | | | |
|---|------------------------------|--------------------|---|--|--|--|--|--|--|
| | | 解体撤去に必要な工事費及び工事請負費 | 法人の場合は、寄附金収入額を除く。)及び移行時特別積立預金(平成12年3月10日老発第188号厚生省老人保健福祉局長通知「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」第1の3の(1)に定める「移行時特別積立預金」の額をいう。)の控除を行う。 | | | | | | |
| (1) 老人福祉法第15条第3項及び第4項の規定による特別養護老人ホーム(定員30名以上ものものに限る)の整備(札幌市、旭川市及び函館市内に整備する事業を除く。) | 市町村(札幌市、旭川市及び函館市を除く。)、社会福祉法人 | | | | | | | | |
| (2) (1)に併設し、老人福祉法第15条第2項の規定による老人短期入所施設(ショートステイ用居室)の整備(札幌市、旭川市及び函館市内に整備する事業を除く。) | 市町村(札幌市、旭川市及び函館市を除く。)、社会福祉法人 | | | | | | | | |
| (3) 老人福祉法第15条第3項 | 市町村(札幌市、 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 及び第4項の規定による養護老人ホームの整備（札幌市、旭川市及び函館市内に整備する事業を除く。） | 旭川市及び函館市を除く。）、社会福祉法人 | | | | | | | |
| (4) (3)に併設し、老人福祉法第15条第2項の規定による老人短期入所施設（ショートステイ用居室）の整備（札幌市、旭川市及び函館市内に整備する事業を除く。） | 市町村（札幌市、旭川市及び函館市を除く。）、社会福祉法人 | | | | | | | |
| (5) 老人福祉法第15条第5項の規定による軽費老人ホーム（指定特定施設入居者生活介護事業を行うもので、定員30名以上のものに限る。）の整備（札幌市、旭川市及び函館市内に整備する事業を除く。） | 市町村（札幌市、旭川市及び函館市を除く。）、社会福祉法人、その他知事が認めた者 | | | | | | | |
| (6) 介護保険法第94条第1項の規定による介護老人保健施設（定員30名以上のものに限る。）の整備（札幌市、旭川市及び函館市内に整備する事業を除く。） | 市町村（札幌市、旭川市及び函館市を除く。）、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者 | | | | | | | |
| (7) (6)に併設し、介護保険法第70条第1項の規定による訪問看護事業所の整備（札幌市、旭川市及び函館市内に整備する事業を除く。） | 市町村（札幌市、旭川市及び函館市を除く。）、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者 | | | | | | | |
| (8) 介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項 | 市町村（札幌市、旭川市及び函館市 | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|--|---|--|---|--|--|---|-----------------------------------|--|
| <p>の規定による介護医療院（定員30名以上のものに限る。）の整備</p> | <p>を除く。）、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者</p> | | | | | | | |
| <p>(9) (8)に併設し、介護保険法第70条第1項の規定による訪問看護事業所の整備</p> | <p>市町村(札幌市、旭川市及び函館市を除く。）、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者</p> | | | | | | | |
| <p>56 民間社会福祉施設整備資金 利子補給金 民間社会福祉施設の整備を促進するため、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>社会福祉法人、一般社団法人又は一般財団法人、日本赤十字社、宗教法人及び医療法人</p> | <p>社会福祉施設（札幌市、旭川市及び函館市の区域内に所在する施設を除く。）の整備のため、独立行政法人福祉医療機構から借り入れた資金に係る令和3年度における支払利子（平成16年3月31日までの契約締結分に限る。）</p> | <p>平成8年3月31日以前の契約締結分については、借入利率から開設者負担率（3.65パーセント）相当を減じた利率（1.5パーセントを上限とする。）によって算出した額 平成8年4月1日から平成10年3月31日までの契約締結分については、借入利率から開設者負担率（3パーセント）相当を減じた利率（1.5パーセントを上限</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第87号様式 別に指示する様式</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の31号様式 保福第87号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局の保健環境部社会福祉課</p> | <p>総合振興局長 又は振興局長</p> | |

| | | | | | | | | | |
|---|------------------|---|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | とする。) によって算出した額 平成10年4月1日から平成16年3月31日までの契約締結分については、借入利率から開設者負担率(1.5パーセント)相当を減じた利率(1.5パーセントを上限とする。)によって算出した額 | | | | | | |
| 57 民間社会福祉施設職員等退職手当共済事業費補助金 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和36年法律第155号)に基づき、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済事業における令和4年度退職手当金の支給に要する経費について、予算の範囲内で補助する。 | 独立行政法人福祉医療機構 | 社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき、民間社会福祉施設等の職員に対する退職手当金の支給に要する経費 | 10分の10以内 | 保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別紙様式1 別に指示する様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別紙様式2 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局地域福祉課 | | | |
| 58 福祉サービス運営適正化委員会運営事業費補助金 福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決し、もって福祉サービス | 社会福祉法人北海道社会福祉協議会 | 福祉サービス運営適正化委員会運営事業に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費(会食に要する | 10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当た | 保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局地域福祉課 | | | |

| | | | | | | | | |
|--|-------------------------------|---|---|---|---|--|--|--|
| <p>の適切な利用又は提供を支援するとともに、福祉サービスの利用者の権利を擁護することを目的として、予算の範囲内で補助する。</p> | | <p>経費を除く。)), 会議費、使用料及び賃借料、役務費 (雑役務費、通信運搬費、手数料)、備品購入費 (単価 30 万円以上の備品を除く。)</p> | <p>り、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p> | | | | | |
| <p>59 身体障がい者福祉総合推進事業 身体障がい者の自立と社会参加を促進し、その生活の安定と福祉の増進を図るため、身体障がい者自立・社会参加促進活動に取り組むとともに、身体障がい者福祉活動の周知・啓発の実施及び情報交換等の活動を行うのに要する経費について、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>一般社団法人北海道身体障害者福祉協会</p> | <p>事業に要する経費 (賃金、共済費、報償費、旅費、需用費 (食糧費を除く。)、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、助成金)</p> <p>1 身体障がい者自立・社会参加促進活動 (1)雇用促進・社会参加促進事業 (2)情報通信技術講習会等事業</p> <p>2 身体障がい者福祉周知・啓発活動 (1)機関誌作成・発行事業</p> <p>3 身体障がい者福祉情報交換活動 (1)全道大会開催事業 (2)組織活動・研究事業 (3)会議開催等事業</p> | <p>定額 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p> | <p>保福第 1 の 2 号様式 保福第 1 の 16 号様式 保福第 1 の 18 号様式 保福第 1 の 20 号様式 保福第 1 の 32 号様式 別に指示する様式</p> | <p>保福第 1 の 2 号様式 保福第 1 の 30 号様式 保福第 1 の 31 号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1 部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課</p> | | |
| <p>60 肢体不自由児者福祉推進事業 肢体不自由児者の自立と社会参加を促進し、その生活の安定と福祉の向上を図るため、肢体不自由児者自立・社会参加促進活動及び肢体不自由児施設職員研修活動を実施するほか、肢体不自由児者福祉活動の周知・啓発の実施及び情報交換等の活動を行うのに要する経費について、予算</p> | <p>公益財団法人北海道肢体不自由児者福祉連合協会</p> | <p>事業に要する経費 (賃金、共済費、報償費、旅費、需用費 (食糧費を除く。)、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、助成金等)</p> <p>1 肢体不自由児者自立・社会参加促進活動 (1)療育事業 (2)在宅対策事業</p> <p>2 肢体不自由児者施設職員研修活動</p> | <p>定額 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p> | <p>保福第 1 の 2 号様式 保福第 1 の 16 号様式 保福第 1 の 18 号様式 保福第 1 の 20 号様式 保福第 1 の 32 号様式 別に指示する様式</p> | <p>保福第 1 の 2 号様式 保福第 1 の 30 号様式 保福第 1 の 31 号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1 部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課</p> | | |

| | | | | | | | | |
|---|---------------------|--|---|---|---|--|--|--|
| の範囲内で補助する。 | | (1)発達支援センター研修事業 3 肢体不自由児者福祉周知・啓発活動 (1)啓発事業 4 肢体不自由児者情報交換等活動 (1)地域活動事業 (2)全国大会参加助成事業 | | | | | | |
| 61 聴覚障がい者福祉推進事業 聴覚障がい者及び言語機能障がい者の福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。 | 公益社団法人北海道ろうあ連盟 | 次の事業に要する経費(賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費、負担金、助成金、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等) 1 全道ろうあ者大会開催事業 2 全道ろうあ者夏季体育大会開催事業 3 リーダー育成研修会開催事業 4 北通研集会開催事業 5 青年活動推進事業 6 女性活動推進事業 7 高齢活動推進事業 8 地域活動推進事業 9 機関誌活動推進事業 10 社会啓発活動推進事業 11 組織活動推進事業 12 福祉労働活動推進事業 13 教育文化活動推進事業 14 情報コミュニケーション活動推進事業 15 スポーツ活動推進事業 | 定額 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。) | 保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 | | |
| 62 視覚障がい者福祉推進事業 視覚障がい者の自立と社会参加の促進に寄与し、その生活の安定と福祉の増進を図る | 一般社団法人北海道視覚障害者福祉連合会 | 次の事業に要する経費(賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費、負担金、助成金、委託料、使用 | 定額 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。) | 保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 | | |

| | | | | | | | | |
|--|---------------------------|--|---|--|--|---|--|--|
| <p>ため、予算の範囲内で補助する。</p> | | <p>料及び賃借料並びに備品購入費)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全国大会派遣事業 2 スポーツ振興事業 3 全道福祉研修大会事業 4 全道福祉代表者大会事業 5 委員会開催事業 6 協議会活動事業 7 情報文化事業 | <p>あるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p> | <p>保福第1の32号様式別に指示する様式</p> | | <p>福祉局障がい者保健福祉課</p> | | |
| <p>63 知的障がい児者福祉推進事業 知的障がい児(者)の自立と社会参加に寄与し、その生活の安定と福祉の増進を図るため、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>一般社団法人北海道手をつなぐ育成会</p> | <p>次の事業に要する経費(賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、助成金等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会啓発事業 2 全道大会事業 3 自立支援たのしくくらす研修事業 4 組織強化事業 5 活性化対策事業 6 研修事業 | <p>定額 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式別に指示する様式</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課</p> | | |
| <p>64 中途視覚障がい者社会適応推進事業(指導訓練(短期入所訓練)) 中途視覚障がい者の自立と社会参加を促進するため、北海道盲導犬協会が行う短期入所訓練事業に対し、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>公益財団法人北海道盲導犬協会</p> | <p>短期入所訓練事業の実施に要する経費(人件費、訓練費、訓練啓蒙費、訓練研究費、通信運搬費、消耗什器備品費、消耗品費、燃料費、光熱水費、保険料、租税公課)</p> | <p>定額 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式別に指示する様式</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課</p> | | |
| <p>65 知的障がい者援護促進事業 地域で障がい者を率先して雇用している企業等の有する知識や経験及び人材資源を有</p> | <p>一般社団法人北海道障がい者職親連合会</p> | <p>次の事業に要する経費(賃金、報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費)</p> | <p>定額</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部</p> | | |

| | | | | | | | | |
|---|----------------------------|--|---|---|---|---|--|--|
| <p>効活用し知的障がい者の就労促進と社会的自立を図ることを目的として、予算の範囲内で補助する。</p> | | <p>1 職場開拓促進事業 2 調査研究事業 3 就労支援推進事業 4 就労対策実践事業</p> | | <p>保福第1の32号様式 別に指示する様式</p> | <p>別に指示する様式</p> | <p>福祉局障がい者保健福祉課</p> | | |
| <p>66 障害者社会参加推進センター運営事業 障がい者の社会参加促進施策の体系的、効率的な推進を図り、障がい者の地域における自立生活と社会参加を促進するため、障害者社会参加推進センターの運営費に対し、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>一般社団法人北海道身体障害者福祉協会</p> | <p>障害者社会参加推進センターの運営に要する経費（報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（会食に要する経費を除く。）、印刷製本費、役務費（通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、負担金等） 1 社会参加促進活動 2 情報収集・提供等活動 3 社会参加推進協議会設置・運営 4 その他センターの効果的運営に必要な活動</p> | <p>10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課</p> | | |
| <p>67 障がい者ITサポートセンター設置事業 障がい者等の情報通信技術（IT）の利用機会や活用能力の格差是正を図るため、総合的な支援をするために障がい者ITサポートセンターを設置する事業に対し、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>一般社団法人北海道視覚障害者福祉連合会</p> | <p>障がい者ITサポートセンターの設置に要する経費（報酬、賃金、共済費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等）</p> | <p>10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課</p> | | |
| <p>68 手話通訳者設置事業 聴覚障がい者等の家庭生活・社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、手話通訳者を各総合振興局（振興局）及び北海道ろう</p> | <p>公益社団法人北海道ろうあ連盟</p> | <p>手話通訳者の設置に要する経費（報酬、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費及び手数料）、負担金、委託料等）</p> | <p>10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局障がい者保健福</p> | | |

| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|---|------------------|--|
| あ連盟内に設置する事業に対し、予算の範囲内で補助する。 | | | の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。） | | | 祉課 | | |
| 69 精神保健啓発事業費補助金 精神障がい者の福祉の向上を図るため、北海道精神障害者家族連合会が行う大会開催事業、普及啓発事業、研修事業等の事業に対し、予算の範囲内で補助する。 | 一般社団法人北海道精神障害者家族連合会 | 当該事業に要する経費(賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(食糧費のうち会食に係る経費は除く。)) 役務費、委託料、使用料及び賃借料(事務所等借上料を除く。)、備品購入費、負担金等) | 定額 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。) | 保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 | | |
| 70 地域精神医療確保対策事業費補助金 基幹精神病院が精神科医師の確保が困難な医療機関に対し医師等の派遣を行うことにより、地域の精神科医療の確保を図るため、予算の範囲内で補助する。 | 基幹精神科病院(精神科医等をクリニックに派遣する精神科病院) | 精神科医等の派遣に必要な経費(報酬、職員給与費、法定福利費、賃金及び報償費) | 2分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の算定に当たり、当該寄附金をその他の収入金の控除等を行う。) | 保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第186号様式 別に指示する様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第186号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局の保健環境部保健行政室又は地域保健室 | 総合振興局長 又は振興局長 | |
| 71 身体障害者補助犬育成事業 身体障害者補助犬育成事業 身体障がい者の自立と社会参加を促進するため、就労や日常生活等に伴って身体障害者補助犬(身体障害者補助犬法第2条に規定する盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。)の貸与を行う場合に、当該身体 | 社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人又は特定非営利活動法人であって、身体障害者福祉法第33条に規定する盲導犬訓練 | 道内に居住する身体障がい者に貸与した身体障害者補助犬の頭数に応じ、当該補助犬の育成(候補犬の購入費及び身体障害者補助犬法第16条に基づく指定法人による介助犬・聴導犬の認定料を含む。)に直接必要な経費(報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、 | 10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入 | 保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 | | |

| | | | | | | | |
|--|--|--|---|---|--|---|--|
| <p>障害者補助犬の育成に要した経費を予算の範囲内で補助する。</p> | <p>施設を経営する事業、同法第4条の2第12項に規定する介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業を行う団体</p> | <p>需用費（消耗品費、改造費、燃料費、飼料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料及び保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、公課費等）</p> | <p>入金の控除等を行う。）</p> | | | | |
| <p>72 視覚障害者情報提供施設運営事業 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく点字図書館の運営費を助成することにより、視覚障がい者の福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>日本赤十字社北海道支部、社会福祉法人ほくてん</p> | <p>点字図書館の運営に要する経費（報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（会食に要する経費を除く。）、印刷製本費、光熱水費及び修繕費）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等）</p> | <p>10分の10以内</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の17号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第120号様式 保福第471号様式 別に指示する様式</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の31号様式 保福第120号様式 保福第472号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に定める日 提出先 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課</p> | |
| <p>73 聴覚障がい者情報提供施設運営事業 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく聴覚障害者情報提供施設の運営費を助成することにより、聴覚障がい者の福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>公益社団法人北海道ろうあ連盟</p> | <p>聴覚障がい者情報提供施設の運営に要する経費（報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（会食に要する経費を除く。）、印刷製本費、光熱水費及び修繕費）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等）</p> | <p>10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の17号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第120号様式 保福第471号様式 別に指示する様式</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の31号様式 保福第120号様式 保福第472号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課</p> | |
| <p>74 在宅要介護者等受入体制整備事業 在宅で生活する要介護者を介護する家族等が新型コロナウイルス感染症に罹患し入院等した場合、残された要介護者（以下「濃厚接触要介護者」という。）が短期入所サービスを円滑に受けられるよう、感染防止のための体制整備及</p> | <p>短期入所サービスを提供する事業所のうち知事が指定する者</p> | | <p>10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課</p> | |

| | | | | | | | | |
|---|--|---|---|---|--|--|--------------------------|--|
| び受入に要する経費について、予算の範囲内で補助する。 | | | を行う。) | | | | | |
| (1) 体制整備支援 | | <p>簡易陰圧装置等の整備及び施設内のゾーニングに必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> | | | | | | |
| (2) 受入経費支援 | | <p>濃厚接触要介護者の受け入れのために必要な報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、工事請負費、原材料費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金、補助及び負担金</p> | | | | | | |
| 75 療養病床転換支援費補助金 療養病床の再編成に伴う医療療養病床の老人保健施設等への円滑な転換を図るため、予算の範囲内で補助する。 | <p>1 医療法（昭和23年法律第205号）第39条第2項に規定する医療法人 2 医療法第7条の規定により病院又は診療所の開設の許可を受けた者（前号に該当する者を除</p> | <p>医療療養病床からの転換に伴う、次の施設の整備に必要な経費 1 介護医療院 2 ケアハウス 3 介護老人保健施設 4 有料老人ホーム（居室は原則個室とし、1人当たりの居室の床面積が概ね13㎡以上であることのもので、かつ、介護保険制度における利用者負担</p> | <p>定額 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p> | <p>保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第3号様式 保福第5号様式 別に指示する様式</p> | <p>保福第1の31号様式 保福第4号様式 保福第6号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局の保健環境部保健行政室又は地域保健室</p> | <p>総合振興局長 又は振興局長</p> | |

| | | | | | | | | |
|---|--|---|--|--|--|--|--|--|
| | く。) 3 医療法第8条の規定により診療所の開設の届出をした者 | 第3段階以下の者でも入居可能な居室を確保しているものに限る。) 5 特別養護老人ホーム 6 特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室 7 認知症高齢者グループホーム 8 小規模多機能型居宅介護事業所 9 看護小規模多機能型居宅介護事業所 10 生活支援ハウス(離島振興法、山村振興法、水源地域対策特別措置法、半島振興法又は過疎地域自立促進特別措置法に基づくものに限る。) 11 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条の規定により登録されている賃貸住宅 | | | | | | |
| 76 介護老人保健施設整備資金 利子補給事業 介護老人保健施設の安定的整備を図るため、予算の範囲内で補助する。 | 平成16年4月1日現在において道内に介護老人保健施設を開設している医療法人、社会福祉法人、日本赤十字社、北海道厚生農業協同組合連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会及び厚生労働大臣が介護老人保健施設の開設者として | 介護老人保健施設を開設するための新築及び増改築に係る建築資金(認知症専門棟を設置するための増改築を含む。)に対する独立行政法人福祉医療機構又は年金資金運用資金から借り入れた資金に係る令和4年度における支払利子。ただし、支払利子の算出に係る借り入れた資金の未償還額が2億円(日常生活に支障のきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者に対して介護保健施設サービスを行うものとして知事に届出を行っている施設について | 平成8年3月31日以前の契約締結分については、借入利率から開設者負担率(4.05パーセント)相当を減じた利率(1.5パーセント)を上限とする。)によって算出した額とする。 平成8年4月1日から平 | 保福第1の2号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第111号様式 別に指示する様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の31号様式 保福第111号様式 別に指示する様式 | 提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 高齢者支援局 高齢者保健福祉課 | | 書類は、総合振興局又は振興局の保健環境部保健行政室長又は地域保健室長を経由すること(札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。) |

| | | | | | | | | | |
|---|--|---|---|--|---|---|--------------------------|--|--|
| | <p>適当であると認定した者（厚生労働大臣が認定した介護老人保健施設を開設する場合に限る。）</p> | <p>は、3億円）を超える場合は、その超えた額に相当する支払利息を除く。</p> | <p>成10年3月31日までの契約締結分については、借入利率から開設者負担率（3.4パーセント）相当分を減じた利率（1.5パーセントを上限とする。）によって算出した額</p> <p>平成10年4月1日から平成16年3月31日までの契約締結分については、借入利率から開設者負担率（1.7パーセント）相当分を減じた利率（1.5パーセントを上限とする。）によって算出した額</p> | | | | | | |
| <p>77 介護サービス利用者負軽減事業</p> <p>介護保険制度の円滑な施行に資するため、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>市町村、一部事務組合、広域連合</p> | <p>1 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業に必要な経費（賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金、扶助費に限る。）</p> <p>2 社会福祉法人等による生計</p> | <p>4分の3以内（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する様式</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局</p> | <p>総合振興局長 又は振興局長</p> | | |

| | | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|---|--|--|
| | | <p>困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業に必要な経費（賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金、扶助費、繰出金に限る。）</p> <p>3 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業に必要な経費（賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金、扶助費、繰出金に限る。）</p> <p>4 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業に必要な経費（賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金・補助及び交付金、扶助費）</p> | <p>金その他の収入金の控除等を行う。）</p> | | | | | |
| <p>78 介護関係職員医療連携支援事業</p> <p>医療的ケアが必要な高齢者の増加に対応するため、介護関係職員が医療に関する知識を深めるための研修等を実施することにより、介護関係職員や地域のケアの質の向上を図るとともに、医療関係者との連携を促進することを目的として、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>次の介護サービス施設及び事業所とする。</p> <p>訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施</p> | <p>当該事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、郵送料、手数料）、使用料及び賃借料</p> | <p>10分の10以内</p> <p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p> | <p>保福第1の3号様式</p> <p>保福第1の16号様式</p> <p>保福第1の18号様式</p> <p>保福第1の20号様式</p> <p>保福第1の32号様式</p> <p>別に指示する様式</p> | <p>保福第1の3号様式</p> <p>保福第1の30号様式</p> <p>保福第1の31号様式</p> <p>別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 保健福祉部 高齢者支援局 高齢者保健福祉課</p> | | |

| | | | | | | | | | |
|----|--|-----------------------|---|---|---|---|---|------------------|--|
| | 設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設 | | | | | | | | |
| 79 | 介護給付適正化推進事業 利用者に対する適切な介護サービスを確認し、介護保険料の上昇を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するため、道が定めた「第8期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」の別添「介護給付の適正化の推進について」に基づき保険者が実施する介護給付適正化事業の推進を図るとともに、これを支援する北海道国民健康保険団体連合会の取組に対して補助を行い、介護給付適正化のより一層の推進を図ることを目的とし、予算の範囲内で交付する。 | 北海道国民健康保険団体連合会 | 保険者の取組を支援するため、北海道国民健康保険団体連合会が実施する介護給付適正化事業に要する経費（報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料） | 10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。) | 保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 高齢者支援局 高齢者保健福祉課 | | |
| 80 | 老人クラブ運営事業費補助金 高齢者の生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、生活を豊かなものにするるとともに、明るい長寿社会づくりに資するために組織されている老人クラブの活動を促進するため、予算の範囲内で補助する。 | 市町村(札幌市、旭川市及び函館市を除く。) | 老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会が行う活動に必要な経費（報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料）に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費 | 3分の2以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。) | 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第94号様式 別に指示する様式 | 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第94号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局 保健環境部 社会福祉課 | 総合振興局長 又は振興局長 | |

| | | | | | | | | |
|---|---|--|---|---|---|---|--------------------------|--|
| <p>81 老人クラブ活動支援事業費補助金 老人クラブ活動事業を通じて老人クラブ活動等のより一層の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資するため、予算の範囲内において補助する。</p> | <p>一般財団法人北海道老人クラブ連合会</p> | <p>老人クラブ活動事業に要する経費（給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料）</p> | <p>10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 高齢者支援局 高齢者保健福祉課</p> | | |
| <p>82 軽費老人ホーム運営事業 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく軽費老人ホームの運営の健全化を図るため、予算の範囲内で交付する。</p> | <p>社会福祉法人（札幌市、旭川市及び函館市の区域外に施設を設置している者に限る。）及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第2項の規定により知事の許可を受けた法人（札幌市、旭川市及び函館市の区域外に施設を設置している者に限る。）</p> | <p>軽費老人ホーム運営事業に必要な経費のうち、次に掲げるもの。 職員俸給、職員諸手当、賃金、社会保険料事業主負担金、旅費、庁費、修繕費、委託費、利用者保健衛生費及び備品購入費等に充当する経費</p> | <p>10分の10以内</p> | <p>保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第108号様式 保福第109号様式 別に指示する様式</p> | <p>保福第1の31号様式 保福第108号様式 保福第110号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局の保健環境部 社会福祉課</p> | <p>総合振興局長 又は振興局長</p> | |
| <p>83 登録研修機関初度経費支援事業 医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者等への対応強化及び介護職員のキャリアアップ等に資する喀痰吸引等研修の実施機関を増設するため、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第6条の規定に基づく喀痰吸引等研修の実施機関として、新たに登録を受けようとする者であつて、同法に規定す</p> | <p>社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づく喀痰吸引等研修を実施するために必要な備品購入費及び需用費（備品に附随するもの及び研修の開催に必要な消耗品費に限る。）</p> | <p>10分の10以内 （1機関につき100万円を上限とする。） （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当た</p> | <p>保福第1の6号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p> | <p>保福第1の6号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 高齢者支援局 高齢者保健福祉課</p> | | |

| | | | | | | | | |
|--|-------------------------------------|---|--|---|---|--|--|--|
| | る登録基準を満たしている者 | | り、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。) | | | | | |
| 84 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金 経済連携協定又は交換公文に基づき入国する外国人介護福祉士候補者が円滑に就労・研修できるように、候補者を受け入れた個々の施設における日本語学習及び介護分野の専門学習の支援を行う。 | 経済連携協定又は交換公文に基づき、外国人介護福祉士候補者を受け入れた者 | 経済連携協定又は交換公文に基づき入国する外国人介護福祉士候補者の受入施設が行う外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 1 外国人介護福祉士候補者の日本語学習（日本語講師の派遣、日本語学校への通学等）、介護分野の専門知識の学習（民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等）及び学習環境の整備に要する経費 報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、委託料、補助金（入学金及び受講料に限る。）、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。） 2 外国人介護福祉士候補者の喀痰吸引等研修の受講に要する経費 旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、補助金（入学金及び受講料に限る。） 3 外国人介護福祉士候補者の研修を担当する者の活動に要 | 10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金（社会福祉法人等の営利を目的としない法人については寄附金を除く。）の控除等を行う。） | 保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 高齢者支援局 高齢者保健福祉課 | | |

| | | | | | | | | | |
|---|-----------------------------|---|---|---|---|--|--|--|-----------------------------------|
| | | する経費 諸手当（受入施設の研修担当者に係るものに限る。） | | | | | | | |
| 85 認知症対策等総合支援事業費補助金 認知症の人の意見が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現のため、認知症に関する早期の段階からの適切な診断と対応、正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援などを通して地域単位での総合的かつ継続的な支援体制の確立を図ることを目的とし、予算の範囲内で補助する。 | 札幌市 | 当該事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、負担金 | 10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。) | 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第407号様式 別に指示する様式 | 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第407号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 高齢者支援局高齢者保健福祉課 | | | |
| 86 北海道認知症疾患医療センター運営事業 認知症疾患の保健医療水準の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。 | 知事が指定する認知症疾患医療センターを設置する医療機関 | 当該事業の運営に必要な経費（賃金、報酬、社会保険料等、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役員費（通信運搬費、広告料）、使用料及び賃借料） | 10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。) | 保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 高齢者支援局高齢者保健福祉課 | | | |
| 87 権利擁護人材育成事業費補助金 認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至 | 市町村 | 次の事業の実施に必要な賃金、報償費、共済費、旅費、需用費、役員費、委託料、負担金、使用料及び賃借料 1 権利擁護人材養成研修 2 権利擁護人材支援体制構築事業 3 権利擁護人材フォローアッ | 10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附 | 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第410号様式 別に指示する様式 | 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第411号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 高齢者支援局高齢者保健福祉課 | | | 書類は、総合振興局又は振興局の保健環境部社会福祉課を経由すること。 |

| | | | | | | | | |
|--|----------------------|---|---|--|---|---|--------------------------|--|
| <p>るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、認知症高齢者等の権利擁護に携わる人材（以下「権利擁護人材」という。）の育成を総合的に推進することを目的とし、予算の範囲内で補助する。</p> | | <p>プ研修事業</p> | <p>金その他の収入金の控除等を行う。</p> | | | | | |
| <p>85 妊産婦安心出産支援事業費補助金 分娩可能な医療機関から離れた地域に在住する妊産婦が、健康診査や出産をする際の負担を軽減し、安心して出産できる環境づくりを推進するため、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>市町村</p> | <p>左記の自治体が助成する次の経費 1 交通費 (1) 妊産婦が、医療機関において健康診査を受けた時に要した交通費。 (2) 妊産婦が、分娩可能な医療機関において出産した時に要した交通費。 2 宿泊費 (1) 離島に在住する妊産婦が、島外の医療機関において健康診査を受けた時に要した宿泊費 (2) 離島又は最寄りの分娩可能な医療機関までの距離が50kmを超える住民登録のある自宅に在住する妊産婦が、分娩可能な医療機関において出産するために、直前の準備に要した宿泊費</p> | <p>2分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p> | <p>保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第259号様式 別途指示する様式</p> | <p>保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第259号様式 別途指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局の保健環境部社会福祉課</p> | <p>総合振興局長 又は振興局長</p> | |
| <p>86 多子世帯の保育料軽減支援事業費補助金 保育所等を利用する第2子以降の3歳未満児の保育料を無償化する事業に対して交付することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを生き育てる</p> | <p>市町村（指定都市を除く。）</p> | <p>多子世帯の保育料軽減支援事業の実施により基準保育料を無償化するために市町村が負担する保育料</p> | <p>2分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第453号様式 別に指示する様式</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第453号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局の保健環境部社会福祉課</p> | <p>総合振興局長 又は振興局長</p> | |

| | | | | | | | | |
|--|--|--|---|--|---|---|--|-------------------|
| <p>ことができる環境づくりを推進することを目的として、予算の範囲内で交付する。</p> | | | <p>金その他の収入金の控除等を行う。)</p> | | | | | |
| <p>87 北海道母子寡婦福祉連合会 運営事業 母子家庭、父子家庭及び寡婦の福祉の向上を図るため、北海道母子福祉センターの運営に対して、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>社会福祉法人北海道母子寡婦福祉連合会</p> | <p>北海道母子福祉センターの運営事業の実施に必要な次に掲げる経費(給料(退職金を除く。)、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金)</p> | <p>定額 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 子ども未来推進局子ども子育て支援課</p> | | |
| <p>88 北海道不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査助成事業助成金 新型コロナウイルス感染症の拡大により妊婦は不安を抱えて生活しており、妊婦に寄り添った支援の一環として、不安を抱える妊婦が分娩前のウイルス検査を受けるための費用を助成することを目的とし、北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号)の規定によるほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において交付する。</p> | <p>次の1もしくは2に該当する妊婦 1 次の全てに該当する者 (1) うつ状態にあるなどの不安を抱える妊婦もしくは、基礎疾患を有する妊婦(慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患等を有する者) (2) 新型コロナウイルス感染症の感染を疑う症状がなく、かかりつけ産婦人科医</p> | <p>ウイルス検査費用</p> | <p>10分の10以内(上限2万円)</p> | <p>別に指示する様式</p> | | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 子ども未来推進局子ども子育て支援課</p> | | <p>実績報告は要しない。</p> |

| | | | | | | | | |
|--|--|--|----------|--|---|--|--------------------------|--|
| | <p>等から検査説明書に記載されている内容について説明を受け、検査を希望し、検査を受診した者</p> <p>(3) 北海道内 （保健所設置市の札幌市、旭川市、函館市、小樽市を除く）において、住民基本台帳法による住民票に記載されている者</p> <p>(4) 都道府県、指定都市、中核市、特別区、保健所設置市において、同様の事業による補助を受けていない者</p> <p>2 知事が適当と認めた者</p> | | | | | | | |
| 89 社会福祉施設産休等代替職員任用費補助金 社会福祉施設等に勤務する産休又は病休職員の勤務を、臨時的に任用した代替職員に行わせ、職員の母体の保護又は専心療養の保障を図りつつ、施設における児童等の処 | <p>幼保連携型認定こども園、保育所（児童福祉法に規定する家庭的保育事業及び認可外保育施設を除く。）へき地保育所、児童養護施設、児童</p> | <p>次に掲げる期間に係る産休等代替職員の任用に係る費用</p> <p>1 職員が出産することとなる場合職員の出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から、産後8週間を経過する日までの期間内（出産日が遅れた場合</p> | 10分の10以内 | <p>保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第138号様式 別に指示する様式</p> | <p>保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 保福第139号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p> | <p>総合振興局長 又は振興局長</p> | |

| | | | | | | | | |
|---|---|--|--|---|---|--|--------------------------|--|
| <p>遇の正常な実施体制を確保することを目的として、予算の範囲内において交付する。</p> | <p>自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、救護施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（特定施設入所者生活介護の指定を受けている施設を除く。）又は授産施設（社会福祉法及び生活保護法に規定する授産施設）（以下、総称して「対象施設」という。）のいずれかを設置運営する市町村（札幌市、旭川市及び函館市を除く。）及び対象施設（札幌市、旭川市及び函館市の区域内に所在する施設を除く。）のいずれかを設置運営する社会福祉法人等</p> | <p>に生じる出産予定日と出産日の間については、期間に含めない。）において、あらかじめ必要となる期間</p> <p>2 職員が傷病のため31日以上継続する療養を必要とする場合職員が休暇を開始して30日を経過した日から、その日から起算して60日を経過する日までの期間内において、その職員が休暇を継続する期間</p> | | | | | | |
| <p>90 保育士等資格取得支援事業費補助金 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い必要となる保育教諭の確保及び幼稚園教諭免許状を有する者や保育所等に勤務している保育士資格を有していない者の保育士資格等を支援することにより、保育</p> | | | <p>10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が市町村の場合は、除く。） 別に指示する様式</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局の保健環境部社会福祉課</p> | <p>総合振興局長 又は振興局長</p> | |

| | | | | | | | | |
|--|---|---|--------------------|--|--|--|--|--|
| <p>教諭及び保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることができる体制を整備するため、予算の範囲内で交付する。</p> | | | <p>入金の控除等を行う。)</p> | | | | | |
| <p>(1) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業</p> | <p>札幌市、旭川市、函館市以外の市町村に所在する対象施設（幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設）及び札幌市、旭川市、函館市以外の市町村に居住する対象者（上記対象施設に勤務する保育士資格取得特例制度の対象者）</p> | <p>保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業を実施するために必要な入学料、受講料、報酬、給料、職員手当等、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p> | | | | | | |
| <p>(2) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業</p> | <p>札幌市、旭川市、函館市以外の市町村に所在する対象施設及び札幌市、旭川市、函館市以外の市町村に居住する対象者（保育士資格取得特例制度の対象者を雇用する施設及び当該制度の対象者）</p> | <p>幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業を実施するために必要な入学料、受講料、報酬、給料、職員手当等、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p> | | | | | | |
| <p>(3) 保育所等保育士資格取得支援事業</p> | <p>札幌市、旭川市、函館市以外の市町村に所在する対象施設（保育所、幼</p> | <p>保育所等保育士資格取得支援事業を実施するために必要な入学料、受講料、報酬、給料、職員手当等、共済費、需用費、役</p> | | | | | | |

| | | | | | | | |
|-------------------------------------|---|--|--|--|--|--|--|
| | <p>保連携型認定こども園、幼稚園型・幼保連携型認定こども園への移行を予定している幼稚園、乳児院又は児童養護施設（公立を除く。）及び札幌市、旭川市、函館市以外の市町村に居住する対象者（上記対象施設に勤務する者）</p> | <p>務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p> | | | | | |
| <p>(4) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業</p> | <p>札幌市、旭川市、函館市以外の市町村に所在する対象施設（幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設）及び札幌市、旭川市、函館市以外の市町村に居住する対象者（上記対象施設に勤務する幼稚園教諭免許取得特例制度の対象者）</p> | <p>保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業を実施するために必要な入学科、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を含む。）及び上記経費の消費税</p> | | | | | |